特定小売商業施設の新設の届出に対する 県の意見を述べる際に勘案すべき事項

~福島県商業まちづくりの推進に関する条例第14条第1項(要約)~

知事は、

- ・関係市町村及び住民等の意見を公告した日 [R1.7.23] の翌日から3月以内 [R1.10.24] かつ
 - ・新設の届出があった日 [H31.3.22] の翌日から7か月以内 [R1.10.23]
- に、新設届出者に対し、
 - ・関係市町村及び住民等の意見に配意し、
 - ・以下1~5の事項を勘案して、

商業まちづくりの推進の見地から意見を有する場合には当該意見を述べるものとし、意 見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

- 1 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
- 2 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画) との適合
- 3 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び 土地利用関係計画(当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めて いない場合にあっては、土地利用関係計画)の実現に与える著しい影響の有無及びその 内容
- 4 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設 へ到達するための交通手段の状況
- 5 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容

【補足(地域貢献活動について)】

地域貢献活動は、特定小売商業施設の設置者等の自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動であることから、**県の意見には反映されない**こととしている。

このため、地域貢献活動について、県が何らかの意思を伝えようとする場合、条例の規定に基づく県の意見ではなく、任意の要望事項等となり、条例の規定に基づく県の意見への対応及びその理由に関する報告は不要となる。

なお、地域貢献活動については、新設届出書に「地域貢献活動の基本的な方向」を記載 しなければならないほか、**特定小売商業施設として営業を開始する日までに条例の規定に 基づく地域貢献活動計画の報告が必要**となっている。(以降、毎営業年度ごとに計画及び 実施状況の報告が必要。)